

## 沖縄ヨガ協会認定校ヨーガシャンティ ヨガインストラクター規定・同意書

令和 2 年 2 月 12 日 制定

(任務)

第1条 沖縄ヨガ協会公認ヨガインストラクター(以下「インストラクター」という)は、ヨガの普及発展に寄与し、自覚と誇りを持って指導にあたらなければならない。

(資格)

第2条

1. インストラクターは、全国共通の資格とする。
2. 沖縄ヨガ協会(以下「協会」という)公認指導員(インストラクター)規定の定めるところにより、当該インストラクターの資格を得ることができる。
3. インストラクターは、認定時間により異なる報酬を得る。

(資格の確認)

第3条

1. インストラクターは、本協会の現会員でなければならない。
2. インストラクターは、ライセンスの交付を受けなければならない。

(義務)

第4条 インストラクターは次の任務を負うものとする。

1. インストラクターは、本協会および参加団体の事業に優先的に参加しなければならない。
2. インストラクターのライセンスは、期限内に更新しなければならない。  
また、ライセンスの更新は、必要書類の提出及び年会費納入をもって完了とする。
3. インストラクターは、担当したすべての事業の報告の義務がある。
4. インストラクターの現場採用は、沖縄ヨガ協会公認インストラクター検定基準による。
5. インストラクターは、本協会対外事業においては、公認されたウェアを着用しなければならない。

(リードインストラクター)

第5条 インストラクターを指導養成する者として、リードインストラクターを設定する。

1. リードインストラクターは、インストラクター資格取得後1年以上経過した者で、普及・指導委員会の決定を受け、代表理事の承認を得て委託された者とする。
2. リードインストラクターは、指導者養成講座の講師、また公認指導員(インストラクター)検定の検定員を、本協会会長から委嘱される。

(就労規程)

第6条 協会公認のインストラクターとして就労する際の規定を下記に設定する。

1. 就業時間を守る
2. 内部で知り得た情報をお客様や公の場(インターネット上も含む)で公開しない
3. 内部での金銭の貸し借りは厳格に禁止する。
4. レギュラーレッスンの委嘱は、1 カ月ごとの更新制とする。(非更新の場合もある)
5. スタジオレッスン業務においては、業務チェックリストに従う。
6. 勤務時間外のスタジオ立ち入りを禁止とする。
7. 協会公認のインストラクターとして就労する際、レギュラーレッスンを3カ月以上継続し、さらなる継続が見込まれるインストラクターへ名刺を無償提供する。
8. スタジオや備品を破損した場合、実費で負担とする。また鍵の紛失にかんしては総取り換え費用 15,000 円を負担とする。
9. レギュラーレッスンを担当するインストラクターは速やかにプロフィール写真とプロフィール(規定書式あり)を提出する。
10. 基本的な業務連絡は LINE グループにて行う。その他月に1度の Zoom 会議に参加することを必須とする。

(給与について)

第7条 給与は認定時間に応じ、毎月月末締め翌 15 日までに付与される。

(資格の停止および解除)

第8条 次の項に該当するものは、インストラクター資格を停止する。

1. 本協会普及・指導資格登録会員年会費未納の者。  
資格停止を受けた者が停止の解除を求める場合は、未納の年会費を遡り納入しなければならない。

(資格の失効)

第9条 次の項に該当する者は、代表理事の承認により、インストラクター資格を喪失する。

1. 本協会の規約に反し、インストラクターとしての体面を汚すような行為があったとき。
2. 本協会の会員資格を失効したとき。
3. インストラクターライセンスの有効期限を過ぎて、1年以上経過し更新しなかった者。
4. 本人が取り消し申請したとき。
5. 本人が死亡したとき。
6. 任務を遂行できないと代表理事が認めたとき。

上記に同意しました。

(日付)

(氏名)